



平成 29 年 1 月 12 日

北栄町長 松本 昭夫 様

北栄町下水道使用料審議会
会長 植木 洋

下水道使用料について（答申）

平成 28 年 7 月 5 日付けで諮問を受けた標記の件について、当審議会では審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 下水道使用料の改定率

下水道使用料の平均改定率を、11.1%改定されることが適当である。

改定時期は、平成 29 年度とし 3 年毎にその都度適切な使用料を算定するものとする。

【平均改定率】

項 目	金額（千円）
改定後の使用料収入（平成 29 年度～平成 31 年度） A	831,655
改定前の使用料収入（平成 29 年度～平成 31 年度） B	748,655
差 額 A - B	83,000
平均改定率 $(A-B) \div B \times 100$	11.1%

2 下水道使用料の改定単価

使用料改定にあたり、低所得者並びに高齢者世帯に配慮し基本料金の改定を低く抑えつつ総合的に検討を行い、使用水量ごとの使用料単価は、次のとおりとする。

2 箇月分の排除汚水量に対する使用料改定単価。

(単位：円、%)

使用料区分	排除汚水量	改定前	改定後	差額	改定率
基本料金	20m ³ まで	(2,910)	(3,055)	(145)	5.0
		3,142	3,299	157	
超過料金	20m ³ を超え	(195)	(221)	(26)	13.3
	1m ³ 当たり	210.6	238.6	28	

※ 上段 () 書きは、消費税抜き。下段は、消費税込 (8%)。

3 改定理由

○下水道事業経営及び町財政の健全化

下水道事業は特別会計で運営され、独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理費としての維持管理費及び資本費は受益者負担による使用料で賄うのが原則である。しかしながら、事業開始以来の会計決算においては、このうち半分も使用料収入で賄えていない現状にあり、毎年、不足分を一般会計からの繰出金で補っているところである。

下水道事業の公共性から公費での責任部分はあるものの、使用料で賄うべき費用に対する支出を続けることは、他の行政サービスに必要な財源の確保が困難となり町政に多大な影響をあたえることとなる。このため、下水道会計への一般会計繰出金を縮減する必要がある。

4 使用料改定の時期

使用料改定の実施は、平成 29 年度とする。ただし、実施にあたっては、町民への周知徹底の期間を設けること。

また、今後の改定は、平成 40 年代には資本費回収率 100%を目指しつつ、適正な使用料を 3 年毎に検討を行うこと。

5 付帯意見

使用料改定にあたり経営安定化のため、下記の事項について特に取り組みを進めることを求めます。

(1) 水洗化率の向上

公共下水道事業は、地域の健全な発展及び公衆衛生の向上と、公共用水域の水質保全に寄与することを目的としすすめられている。この目標達成のために、下水道未接続者の解消に向けた取り組みを引き続き実施し、水洗化率の向上に努めること。

(2) 収納率の向上

利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の健全化が図れるよう収納率の向上に引き続き努めること。

(3) 維持管理費の縮減

水道事業部門と連携し、簡素で効率的な組織運営と経営の合理化を推進すること。また、終末処理場やポンプ場施設など下水道施設の計画的な修繕及び維持管理を行うなど施設設備の長寿命化を図り、維持管理費の縮減に努めること。

【資料】

1 北栄町下水道使用料審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	植 木 洋	鳥取短期大学
副会長	高 橋 義 博	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社
委 員	遠 藤 素 代	北栄町商工会
委 員	安 田 千 秋	北栄町女性団体連絡協議会
委 員	西 本 廣 美	北栄町自治会長会 (天神処理区)
委 員	堀 尾 昌 志	北栄町自治会長会 (北条処理区)
委 員	鎌 田 栄 子	北栄町自治会長会 (北条処理区)
委 員	手 島 寿 恵	北栄町自治会長会 (大栄処理区)
委 員	伊 藤 博	北栄町自治会長会 (大栄処理区)

(順不同)

2 審議会開催状況

回	開催日時・場所	会議内容
第1回	平成28年7月5日(火) 午後1時～午後2時2分 北栄町北条農村改善センター	1 委嘱状交付 2 町長諮問 3 下水道事業の概要説明 4 使用料改定協議
第2回	平成28年8月2日(火) 午後1時30分～午後2時26分 北栄町北条農村改善センター	1 使用料改定協議
第3回	平成28年9月13日(火) 午後1時30分～午後2時27分 北栄町北条農村改善センター	1 使用料改定協議
第4回	平成28年10月20日(木) 午前10時30分～午前11時23分 北栄町北条農村改善センター	1 使用料改定協議
第5回	平成28年11月17日(木) 午前10時30分～午前11時35分 北栄町中央公民館	1 答申案協議
第6回	平成28年12月15日(木) 午前10時30分～午前11時8分 北栄町北条農村改善センター	1 答申案協議
第7回	平成28年12月19日(月)	1 答申案確認(書面決議)

3 審議会の協議経過

(概要)

使用料については、使用料と事業の現状及び一般会計からの繰入金を含めた町全体の財政運営の状況を検討した結果、下水道事業の健全化に向け、受益者負担の原則と特別会計の独立採算制の観点から使用料の改定を行うことを答申しました。

(1) 下水道使用料の現状

現行の使用料は、平成 24 年度の審議会答申を踏まえ、平成 25 年度（平成 26 年 2 月使用分以降）から改定されたものです。

平成 25 年度～平成 27 年度の 3 年間ににおける使用料収入は、704,867 千円で、これに対して、維持管理費は 609,007 千円、使用料対象の資本費は 1,312,302 千円で、使用料で賄う額は 1,921,309 千円となります。使用料で充当された資本費算入率は 7.3%となり、不足する 1,216,442 千円は、一般会計より繰入されており財政逼迫の要因となっています。

使用料で充足されるべき額との不足分を一般会計、つまり税金で補填している現状は、下水道事業経営のみならず町全体の財政運営上の大きな問題であると考えます。

・使用料改定状況

年度	料金体系
平成 18 年度	基本料金 2,520 円 (20m ³ /2 月) 超過料金 157.5 円/m ³
平成 22 年度	基本料金 2,835 円 (20m ³ /2 月) 超過料金 178.5 円/m ³ 《改定率 13.0%引上》
平成 25 年度	基本料金 2,910 円 (20m ³ /2 月) 超過料金 195.0 円/m ³ 《改定率 12.7%引上》 ※平成 26 年 4 月 1 日消費税改正

(2) 下水道整備の現状

北栄町下水道事業（農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業含む。）は、昭和 59 年度の天神川流域関連公共下水道江北処理分区の整備着手から順次整備が進み、平成 25 年度をもって完了しました（普及率 100%：下水道が利用可能な人口割合）。

また、水洗化率（下水道接続可能人口に対して、下水道接続済み人口割合）は 87.2%となっています。このように、本町の下水道事業は既に維持管理を主とする段階に来ており、使用料によって賄うべき額が満たされるような料金設定に段階的に改定する必要があります。

(平成 27 年度末)

	江北処理分区	北条処理区	大栄処理区	農業集落排水	合併処理浄化槽	合計
区域内人口(人)	2,283	5,098	7,595	253	173	15,402
整備人口(人)	2,283	5,098	7,595	253	173	15,402
普及率(%)	100	100	100	100	100	100
水洗化人口(人)	2,253	4,304	6,473	252	163	13,445
水洗化率(%)	98.7	84.4	85.2	99.6	94.2	87.2

(3) 将来計画

使用料の改定に当たっては、長期計画により推計した平成 40 年度に目標を設定しました。平成 40 年度の水洗化人口を 12,803 人（水洗化率 96%）と推計し、原単位を固定し有収水量の算定を行い、維持管理費と資本費（起債償還費）の推計から、資本費回収率を想定しました。

下水道事業会計において資本費回収率を改善するには、使用料改定が不可避です。そのため、平成 30 年代における資本費回収率 100%を目指し、現在まで 3 年ごとに料金が改定されてきました。しかしながら、積極的な改定を行えば、急激な負担増となり、住民生活や企業経営に直接影響を及ぼす恐れがあります。そこで、今回の改定においては、平成 40 年度に資本費回収率 80%を目指し、低所得者並びに高齢者世帯に配慮し、基本料金 5.0%の改定にとどめ、超過料金は、13.3%の改定を目途にしました。

公営企業である下水道事業は、住民生活に必要なインフラ事業であり、事業を継続的かつ安定的に実施していかなければなりません。今後も継続性の確保のために、あらゆる角度から事業を見つめ直すことが重要であると考えます。

【用語の解説】

用語	記号等	説明
特別会計		官庁会計において、一般会計の収入・経費と区分するために設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のこと。
汚水		一般家庭、事業所、事業場（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業並びに生産活動によって排出される排水のこと
下水道使用料		下水道使用料は、下水道の汚水処理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。水量に応じて徴収されます。
一般会計繰出金		使用料で賄えない汚水処理費について、一般会計から特別会計である下水道会計へ繰り出した額のこと
有収水量	A	処理した汚水のうち下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。 (各家庭の上水道メーターで確認した使用料)
維持管理費	B	下水道施設の維持管理費に充てられる費用 (北条・大栄処理場の維持管理費、天神川流域下水道に支払う維持管理負担金、管渠の保守に係る費用、使用料の賦課徴収になどの事務的経費、人件費などの経費)
資本費	C	起債償還費のことをいう。起債償還費は、下水道事業を行うためにおこした起債（いわゆる借金）の元金と利息のこと。
汚水処理費	B+C	汚水に係る維持管理費と資本費
汚水処理原価	$(B+C)/A$	1 m ³ の汚水を処理するために係る汚水処理費
資本費単価	C/A	1 m ³ の汚水を処理するために係る資本費
使用料収入	D	使用料として収入する額
資本費回収率	$(D-B)/C$	使用料で賄われている資本費に対する割合（割合が少ないほど一般会計繰入金が多い）
使用料単価	D/A	1 m ³ 当りの使用料収入額 (使用料収入を年間有収水量で除した値)
資本費算入率	$C/(D-B)$	資本費算入率は、資本費（＝起債償還額）のうち、使用料が充当されている割合のこと。
農業集落排水事業		農林水産省所管の補助事業として、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業である。北栄町では北条島地区で実施している。
合併処理浄化槽事業		汚水等を集散的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため実施。北栄町では、下水道事業（農業集落排水事業）計画区域外において、平成18年、19年度に整備を実施している。

